

認定シンボルの使用及び認定の言及に関する方針

VLAC-VR107:2025



発行日：2025 年 9 月 30 日

株式会社 電磁環境試験所認定センター(VLAC)

〒106-0041 東京都港区麻布台ノアビル 7 階

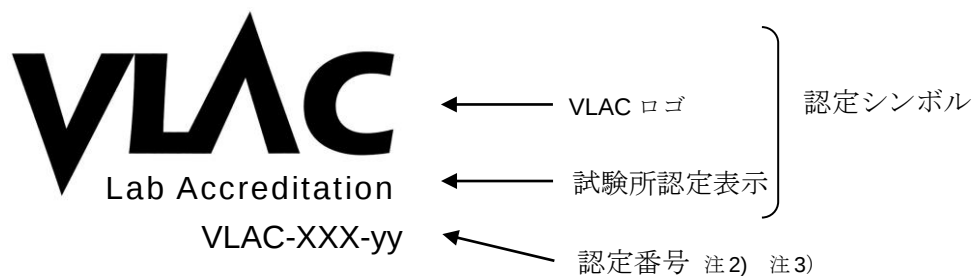
1. 適用範囲

この規程は、VLAC により認定を授与された試験所（以後試験所と記す）による VLAC 認定シンボルと ILAC-MAR 複合マークの使用及び認定の言及に適用する。

2. VLAC 認定シンボル

VLAC 認定シンボルは、試験所が VLAC の認定を受けていることの証として使用することができる、図 1 に示す象徴記号である。

2.1 VLAC は認定シンボルの所有者として、本規程の規定により認定シンボルを保護し、またその使用を管理する。



[注 1] 認定シンボルの縦横比は 1 : 2 である。認定シンボルを縮小又は拡大して使用する場合は、縦横比を変えないようにすること。

[注 2] 認定シンボルに併記する認定番号(XXX)は、全体のバランスを考慮し併記すること（試験所認定表示と同程度の大きさがよい）

[注 3] 試験所が複数の試験場をもつ場合、試験場を識別するために付与された枝番(yy)を表示してもよい。

図 1 VLAC の認定シンボル

2.2 VLAC は、認定番号を除いた認定シンボルの意匠原本を管理する。

2.3 VLAC は、認定委員会が試験所の認定を決定した後、VLAC より認定番号を含め認定シンボルの版を試験所に提供する。

2.4 試験所が認定シンボルを使用する際は VLAC が提供した認定シンボルの版を用い VLAC から授与された認定番号を併記しなければならない。(図 1 [注 3] 参照)

3. 認定シンボルの使用

3.1 VLAC により認定を授与された試験所は、認定範囲に含まれる特定の活動に関してだけ VLAC の認定シンボルを使用することが出来る。

3.2 試験所は、本規程の要求事項を満たすように、認定シンボルの使用および管理について方針を持たなければならない。また認定に関して誤解を招く、又は許可されていない、いかなる認定シンボルの使用をしてはならない。

3.3 認定シンボルの使用にあたっては、認定が試験結果や製品を保証しているような誤解を生じないようにすること。

3.4 認定シンボルの使用例を次に示す。

- ・試験所^[注1]の認定範囲の試験を表記する文書
- ・試験所が発行する試験報告書^[注2]
- ・試験所の広報、宣伝資料^[注3]（プレゼンテーションスライド、ニュースレター、パンフレット等）
- ・試験所の事務用品（宣伝用粗品、カレンダー、資料フォルダ、ノート、レターヘッド、名刺、見積書、請求書等の業務様式）
- ・展示会等におけるポスター、広告、表示板等
- ・Webサイト、電子メール署名等

注1 組織が複数の試験所をもつ場合、認定シンボルの使用は認定を受けた試験所に限定される。

注2 認定範囲内の試験（認定証に記載の試験規格）に限る。認定範囲と認定範囲外の試験が含まれる報告書に認定シンボルを付ける場合は認定範囲と認定範囲外を明確に識別すること。

注3 認定を受けた試験所が組織の一部である場合、その試験所以外の部署は認定シンボルを使用できない。

4. 認定の縮小、一時停止、取消しがあった場合の認定シンボルの取扱い

4.1 認定の一時停止、取消しがされた試験所は、認定シンボルの使用を直ちに停止しなければならない。

4.2 認定範囲の縮小が行われた場合、試験所は認定が無効になった範囲に関する認定シンボルの使用を直ちに停止しなければならない。

4.3 VLAC は認定の一時停止、取消しにより、認定シンボルの使用を停止した試験所が、確実に使用を停止したことを、Web またはパンフレットなどを積極的に調査し監視する。

5. 認定の言及

5.1 試験所は、Web サイト、文書、パンフレット又は広告のような通信媒体により VLAC から授与された認定に言及する場合、認定の表明に関し下記の要求事項を満たすこと。

- (1) 認定に関し、誤解を招く又は許可されていないと VLAC がみなす、いかなる表明も行わない。認定の言及においては、どの試験が認定されているかを明確に識別すること。
- (2) 試験報告書、若しくはそのいかなる部分も、VLAC が責任を引き受けたかのような誤解を招く方法で認定の言及をしてはならない。又、試験を行ったサンプル或いは製品を VLAC が認めたかのような印象を与えるような言及をしてはならない。
- (3) どのように決定されようと認定の一時停止又は取消しがあった場合は、認定に言及しているすべての広告物の使用を停止する。
- (4) 認定されているという事実をもって、製品、プロセス、システム又は要員が VLAC によって承認されていると暗示するような認定の言及をしないこと。

5.2 試験サンプル、製品又はその一部分に認定の言及を表示してはならない。

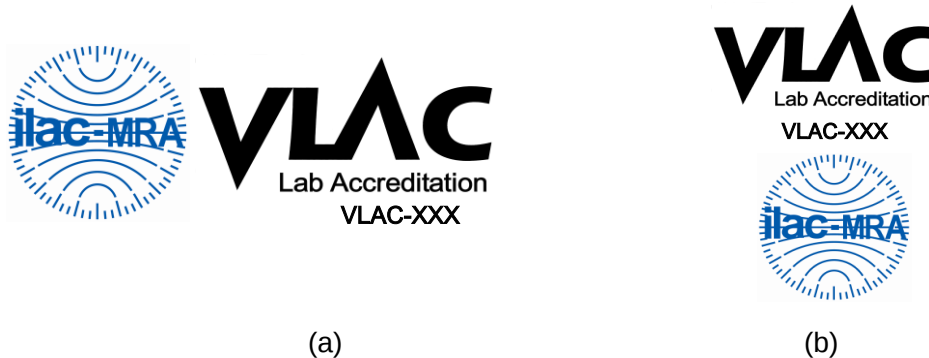
〔備考〕 認定範囲（認定証に記載）の試験の報告書は、認定シンボルを付ける、又は付けないにかかわらず ISO/IEC 17025 箇条 7.8 を満たさなければならない。

6. 本方針への違反についての対処

試験所が本規程に違反した場合、VLAC は、是正処置の要求、認定の取消し、違反の公表及び必要な場合は法的処置等を講ずる。

7. ILAC-MRA 複合マーク

7.1 試験所は、ILAC 相互承認協定署名者による認定であるという事実を宣伝するために、図 2 に示す ILAC-MRA 複合マークを試験報告書、試験証明書、レターヘッド、見積書、広告・宣伝、[ウェブ](#) Web サイト及びその他の文書類に使用することが出来る。



注 1 VLAC の認定シンボル部分については図 1 の注の規定に従うこと。

注 2 ILAC-MRA マークの縦横比は 1 : 1 である。縮小又は拡大して使用する場合は、縦横比を変えないこと。

注 3 横長にする場合は(a)のように VLAC の認定シンボルを ILAC-MRA マークの右側に配置すること。縦長にする場合は(b)のように VLAC の認定シンボルを ILAC-MRA マークの上側に配置すること。

図 2 ILAC-MRA 複合マーク

7.2 ILAC-MAR 複合マークを縮小又は拡大して用いる場合、いずれも図 2 に示す縦横比でもって作成すること。

7.3 前 2 項以外に、本規程の 1.から 5.までの関連する規定が ILAC-MRA 複合マークに関しても適用する。

7.4 ILAC-MRA 複合マークを使用する試験所は、マークの使用に関して VLAC とサブライセンス契約を結ぶこと。

7.5 ILAC-MRA 複合マークサブライセンス契約の規定を付録 1 に示す。なお現在 ILAC は MAR 複合マークのサブライセンス契約を求めているが、MAR 複合マークの適切な使用のために VLAC は認定試験所に対して引き続きサブライセンス契約を求めている。

----- 本文の終わり -----

(改版履歴) 過去 2 年分を掲載。

本文改定の内容 VR100A-2025

全般 字句修正：規定→規程、ウェブ→Web、他

1. 適用範囲 ISO/IEC 17011 への言及を削除した。
 - 2.4 VLAC が提供した認定シンボルの版を用いる規定を追加。
 - 3.1 ISO/IEC 17011 4.3 f) 項の趣旨を反映した。
 - 3.2 ISO/IEC 17011 4.3.1 b) の趣旨を反映した。
 - 3.4 認定シンボルの表示が可能な条件を明確化した。
 - 5.2 試験報告書は認定シンボルの有無に関わらず ISO/IEC 17025 適合が必要な旨を追記した。
- 付録 1 日本語訳を修正。第 1 条 権利を処分する→権利を取り決める、e メール→電子メール
-

本文改定の内容 VR107-2023

- 4.3 認定シンボルの使用停止の確認調査を追加した。
-

付録 1 ILAC 複合マーク使用に関するサブライセンス

ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement

Between the

Name: (株) 電磁環境試験所認定センター

Hereinafter called Sub Licensor

And

Name:

Address:

Hereinafter called Sub Licensee

Dated thisday of the month of....., year

Preamble

The sub licensor is entitled in a license agreement with the licensor ILAC to use its MRA Mark as shown below



in combination with its own logo hereinafter called “**Combined MRA Mark**”.

The sub licensee intends a commercial use of the Laboratory Combined MRA Mark according to the example specified under clause 2.

§ 1 Purpose of Agreement

The Purpose of this Agreement is the use of the ILAC-MRA Mark, as shown above, in combination with the logo of the sub licensor by way of a sub license. Instead of the logo the sub licensee may use a Mark, which accredited laboratories are entitled to use.

The sub licensor declares to be entitled to dispose of the ILAC-MRA Mark right without restraint.

§ 2 Extent of the License

The sub licensor grants the sub licensee the use of the sub licensors Combined MRA Mark according to § 1 only in combination with the registration number of the sub licensee’s accreditation – hereinafter called “**Laboratory Combined MRA Mark**” – on test reports, calibration certificates, pre-printed letterhead, quotations for work, advertisements, websites and other documents in order to demonstrate accreditation by a signatory of the ILAC Arrangement.

The Laboratory Combined MRA Mark shall be used according to the example shown below using the same proportions:



The sub licensee is obliged to present its Laboratory Combined MRA Mark to the sub licensor and shall not use it until receipt of written approval from the sub licensor.

§ 3 Due Diligence

The sub licensee guarantees to use the Laboratory Combined MRA Mark in accordance with the requirements set forth in this Agreement, and will not use in any way that would harm the reputation of the licensor or sub licensor.

The sub licensor is entitled to observe the use of the Laboratory Combined MRA Mark in the country of the sub licensee.

§ 4 Subject of Rights and Duties

If the sub licensee has not exercised due diligence on the use of the Laboratory Combined MRA Mark, the sub licensor can withdraw immediately the right to use the Laboratory Combined MRA Mark. The sub licensor takes no responsibility for any consequences of withdrawal.

Furthermore, the sub licensor may publish on the sub licensor's web site any violation or infringement, by the sub licensee, of the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement.

If the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement is violated or infringed by a third party or person, the contractual partners will immediately inform each other. They will cooperate in any actions taken against such a third party or person. If the sub licensee decides to institute legal proceedings, written approval from the sub licensor must be obtained.

§ 5 Duties to Claims of Third Parties

Any claim against the sub licensee by a third party or person due to the use of the Laboratory Combined MRA Mark, must be reported immediately to the sub licensor. Approval to take legal proceedings must be requested in writing. In addition this notice provides the opportunity for the sub licensor to take part in any eventual legal action.

All expenses for the legal and extra-judicial actions are the responsibility of the sub licensee.

§ 6 Indemnification

Any damages suffered by the sub licensor due to the sub licensee's misuse of the Laboratory Combined MRA Mark and/or violation or infringement of the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement, the sub licensor can claim monetary indemnification from the sub licensee. The sub licensor will give the sub licensee a written warning of such intended action, to which the sub licensee has three weeks to answer before proceedings will begin against the sub licensee. During this time the sub licensee must take all reasonable steps to restore the situation to compliance with the ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement, working in close cooperation with the sub licensor.

§ 7 Termination of Agreement

The Agreement commences on the date of signing and expires with the date of termination of the accreditation of the sub licensee. The Agreement automatically renews on the sub licensee's re accreditation. Termination of accreditation or suspension of longer than six months automatically cancels this ILAC Laboratory Combined MRA Mark Sub License Agreement. During a suspension of less than six months the sub licensee cannot use the Laboratory Combined MRA Mark.

Further, the Agreement can also be terminated due to one of the following:

1. For the sub licensor
 - insolvency
 - liquidation
 - exclusion or suspension from the ILAC MRA
2. For the sub licensee
 - insolvency
 - liquidation
 - expiration of accreditation
 - misuse of the Laboratory Combined MRA Mark

§ 8 Severability Clause

Should some or a part of the clauses of this Agreement become invalid or will become invalid, the validity of the other clauses as well as the Agreement remains in affect. The contractual partners will cooperate in such a way that others will replace invalid clauses, which are agreeable and appropriate to obtain the intended result, provided there is no infringement of statutory regulations.

§ 9 Final Conditions

With the signature of the contractual partners the Agreement becomes legally binding. This Agreement shall not be amended except by written agreement duly executed by the sub licensor and the sub licensee.

All notices, requests, demands and other communications made in connection with this Agreement shall be in writing and shall be deemed to be duly given on the date of delivery, if delivered in person, or upon confirmation of receipt by fax, e-mail or surface mail, direct to the other party.

The contractual partners agree they will make their best efforts to settle amicably, disputes arising from this Agreement. Failing agreement, it is expressly understood and agreed that this Agreement shall be deemed to have been made in Japan, and shall be governed by the laws of Japan and the parties agree to submit all disputes, differences arising between the parties in connection with this Agreement or any clause or the construction thereof or the rights duties and liabilities of either party to arbitration in accordance with the laws of Japan.



In witness whereof,

This Agreement is executed as two original copies in English.

Dated this.....day of the month of....., year

.....

Signature on behalf of the Sub Licenser

.....

Name of Signatory

.....

Title/Position

.....

Signature on behalf of the Sub Licensee

.....

Name of Signatory

.....

Title/Position

添付:日本語訳(参考)

序文

サブライセンス付与者は、ライセンス付与者であるILACとのライセンス契約により、以下に示すMRAマークと自身のロゴマークを組み合わせたマーク(以下、「組合せMRAマーク」という)を使用する権利が与えられている。



サブライセンス取得者による試験所 組合せMRAマークの商業的利用の例は、第2条に示されている。

第1条 契約の目的

この契約の目的は、サブライセンス契約により、サブライセンス取得者が上記ILAC MRAマークを、サブライセンス付与者のロゴと組合せて使用することにある。ロゴの代わりに、認定試験所が使用する権利をもつマークを使ってもよい。

サブライセンス付与者は、MRAマークの権利を自由に取り決める権利が与えられていることを宣言する。

第2条 ライセンスの範囲

サブライセンス付与者は、サブライセンス取得者が試験報告書、校正証明書、レターヘッド、見積書、広告、Webサイト及びその他の文書にサブライセンス取得者の認定番号と組み合わせる表示する場合に限って(以下認定番号付マークを「試験所組合せMRAマーク」という)サブライセンス取得者に第1条に従った組合せMRAマークの使用の許可を与える。これによりサブライセンス取得者は、ILAC MRAの署名者によって認定されていることを誇示することができる。試験所組合せMRAマークは、次に示す例と同じ配置比率に従って使用されなければならない。



サブライセンス取得者は、サブライセンス付与者にその試験所組合せMRAマークを提示する義務があり、サブライセンス付与者から書面で認可を与えられるまでそれを使用してはならない。

第3条 注意義務

サブライセンス取得者は、この契約書に規定される要求事項に従って試験所組合せMRAマークを使用することを確約し、且つ、ライセンス付与者又はサブライセンス付与者の評判を傷つけるようなマークの使用を一切行わない。

サブライセンス付与者は、サブライセンス取得者の国における試験所組合せMRAマークの使用を監視する権利がある。

第4条 付帯権利及び義務

サブライセンス取得者が試験所組合せMRAマーク使用に関する注意義務を怠った場合、サブライセンス付与者はMRAマーク使用の権利を即座に取り消すことができる。サブライセンス付与者は、取り消しの結果についていかなる責任も負わない。

さらに、サブライセンス付与者は、自身のウェブサイト上で、サブライセンス取得者による試験所組合せMRAマークサブライセンス契約に対するいかなる違反又は侵害であれ、それを公表することができる。

試験所組合せMRAマークサブライセンス契約が第三者によって妨害又は侵害された場合は、契約当事者はただちに相互に連絡を取り合い、そのような第三者に対して取り得るすべての措置について協力する。サブライセンス取得者が訴訟手続きを起こす場合は、サブライセンス付与者の書面による承認を得なければならない。

第5条 第三者の苦情に対する義務

試験所組合せMRAマークの使用に起因して第三者によりサブライセンス取得者に対して苦情が申し立てられた場合は、ただちにサブライセンス付与者に報告しなければならない。サブライセンス取得者が訴訟手続きを起こす場合は、書面にてサブライセンス付与者の承認を求めなければならない。この承認請求は、サブライセンス付与者が将来訴訟に踏み切る場合、その契機となるものである。すべての裁判費用、裁判外費用は、サブライセンス取得者が負担する。

第6条 賠償

サブライセンス取得者の試験所組合せMRAマークの誤用及び／又はサブライセンス契約の違反若しくは侵害によってサブライセンス付与者が損害を被った場合、サブライセンス付与者はサブライセンス取得者に金銭的補償を請求することができる。サブライセンス付与者は、サブライセンス取得者に対して、そのような措置をとる意図があることを書面にて警告する。この警告に対する回答猶予期間は3週間であり、その間はサブライセンス付与者による措置の開始はない。この期間、サブライセンス取得者は、サブライセンス付与者と密接に協力し、MRAマークサブライセンス契約逸脱状態を修復すべくあらゆる妥当なステップを踏まなければならない。

第7条 契約の終了

この試験所組合せMRAマークサブライセンス契約は、署名の日に発効し、サブライセンス取得者の認定の終了日に失効する。この契約は、サブライセンス取得者の認定更新によって自動的に更新され、認定の終了又は6ヶ月以上の一時停止によって自動的に取り消される。6ヶ月未満の一時停止の場合、この間サブライセンス取得者は試験所組合せMRAマークを使用できない。

さらに、この契約は次の事項のうちの一つによって終了となる。

サブライセンス付与者について

- 破産
- 清算
- ILACMRAからの排除又は一時停止

サブライセンス取得者について

- 破産
- 清算
- 認定の満了
- 試験所組合せMRAマークの誤用

第8条 分離可能条項

万一、本契約の一部の条項が無効になった場合又は無効になることが分かっている場合でも、本契約そのものはもとより、他の条項は有効であり続ける。

両契約当事者は、法的規制違反がないことを条件に、無効な条項を、合意でき、かつ、意図される結果を得るに適切な他の条項で置き換えることについて協力する。

第9条 最終条件

契約当事者の署名によって、この契約は法的拘束力を持つものとなる。この契約は、サブライセンス付与者及びサブライセンス取得者によって正式に署名された書面による合意がなければ修正されることはない。

この契約に関するすべての通知、依頼、要求及び他の連絡は、書面で行われるものとし、直接本人が手渡した場合はその日付をもって、若しくはFAX、電子メール又は郵便による受け渡しの場合は受領の確認をもって正式に相手方に送達されたものと見なされる。

契約当事者は、この契約に起因する紛争を友好的に解決するために最大限努力することに同意する。合意に至らない場合、この契約は日本で締結されたとみなされ、日本の法律の適用を受けることが明示的に了解および合意されている。さらに、当事者は、この契約、条項又はその解釈に関連して当事者間で生じたすべての紛争、意見の相違又は双方の当事者の権利、義務及び債務を日本の法律に従った調停に付すべきことが明確に了解及び合意されている。

(注)この契約書の内容は英文を正とする。和文は各条文の理解を助けるためのものであってこの契約書の本文をなすものではない。この契約の履行に際し、この和訳文付き契約書2通それぞれにサブライセンス付与者とサブライセンス取得者が署名し、各々が各1通を保管するものとする。